

令和8年度 杉並区介護サービス事業者等に対する指導計画

1 目的

介護サービス事業者等（以下「事業者等」という。）が介護保険の基準を正しく理解し、適正な事業運営、サービス提供が行えるよう育成・支援することを念頭に、事業所の人員および運営等について確認することで、サービス利用者の尊厳の保持及び自立支援、介護保険サービスの質の確保、保険給付の適正化並びに利用者の保護を図ることを目的とする。

2 指導方針

事業者等に対し、運営基準及び算定基準に基づくサービスの取扱い並びに介護報酬の請求に関する事項について周知を徹底し、事業者の育成・支援を行うことを基本方針とする。

あわせて、杉並区条例及び規則並びに国が発出する解釈通知等の内容を踏まえ、適正な事業運営及び報酬請求が行われるよう指導を行うものとする。

なお、指導の実施にあたっては、「杉並区介護保険施設等指導要綱」に基づき、適切かつ公平に行うものとする。また、条例等に基づき介護給付等対象サービスの実施及び介護報酬の請求が適正に行えるよう周知徹底をする。

3 指導方法

「運営指導（実地による指導）」及び「集団指導」の方法により実施する。

4 指導項目

- (1) 人員に関する基準
- (2) 設備に関する基準
- (3) 運営に関する基準
- (4) 介護報酬の算定及び取扱い

5 運営指導

- (1) 指導の重点項目
 - ① 人員関係（全サービス）
 - ・人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
 - ② 運営関係
 - ア 全サービス

- ・事業運営に必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- ・月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- ・利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- ・居宅サービス計画または個別サービス計画が、利用者の実態に即して作成、見直し及び記録されているか。
- ・居宅サービス計画及び個別サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。
- ・苦情および事故発生時に必要な措置を講じているか。
- ・虐待の防止のために必要な措置を講じているか。
- ・身体的拘束等の適正化に向けた取り組みを行っているか。
- ・感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画を策定しているか。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じているか。

イ 居宅介護支援、介護予防支援

- ・居宅サービス計画の作成に当たり、利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。
- ・居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等の担当者に、原案の内容について専門的見地からの意見等を求めているか。
- ・モニタリングを適切に実施して、記録しているか。
- ・福祉用具貸与・福祉用具販売を位置付けるにあたり、利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に必要な理由を記載しているか。

ウ 地域密着型サービス

- ・地域との連携を図っているか。
- ・運営推進会議等を設置し、会議に対して活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。

③介護報酬関係（全サービス）

- ・介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算の算定要件を満たした上で、介護報酬が請求されているか。減算に該当した場合に、適切に介護報酬が請求されているか。

(2) 令和8年度の対象事業所

①杉並区指定の事業所

居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所については、新規開設から1年程度の事業所および指定の期間内に1回運営指導を実施できていない事業所から選定して実施する。

②東京都指定の介護サービス事業所

訪問介護事業所で指導未実施または指定の期間内に1回運営指導を実施できていな

い事業所から抽出して実施する。

※①②以外にも、以下に該当する場合は対象事業所とする。

- ・苦情や通報等により状況確認が必要と判断した場合
- ・国保連合会からの定時情報等における基準違反の可能性を示唆する各種条件に該当する場合
- ・過去の運営指導による指導項目の改善状況が不十分な場合

③サービス種別

- ・居宅介護支援
 - ・訪問介護
 - ・地域密着型通所介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
- ※状況により対象以外にも入る場合がある。

(3) 実施期間

令和8年5月から令和9年1月まで

(4) 指導体制

原則として、職員3名以上の指導班を編成して実施する。また、そのうち1名については、対象サービスの種別に応じて、事業者等に対する指導の一部を委託している事務受託法人の職員とする。

6 集団指導

(1) 指導の重点項目

- ・指導等を通して事業所から疑義の多い事項
- ・介護報酬改定等、一斉指導することで効率的に普及啓発を図ることができる事項
- ・その他、介護サービスを円滑に提供する上で欠かせない内容で区としての見解を示したい事項

(2) 令和8年度の実施方法

令和9年度は介護保険制度改正及び第10期介護保険事業計画策定の年に当たる。よって、法改正の情報等の説明を中心に行う「介護保険サービス事業者連絡会」の中で、集団指導を実施する。

実施については、杉並区ホームページ上でのオンラインによる資料掲載・動画配信にて行う。

(3) 対象事業所

区内の事業所等

(4) 実施期間

令和9年3月

7 その他

運営指導にて事業所運営において不正又は著しい不当が疑われる場合は、その疑われる事項について重点的に監査を実施し、是正を促した上で、必要な処置を行う。その他、監査へ移行した場合についての処置は監査要綱に準ずる。